

福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業 実施要綱

(趣旨)

- 第1 福岡県（以下「県」という。）と県内市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

- 第2 県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び県内市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と県内市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、県外から移住して就業又は起業等しようとする者が第5 1（1）に定める移住支援金の支給要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

県が、東京圏、名古屋圏又は大阪圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のマッチングサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、県の企業に就業する見込みの者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 起業支援事業

県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業等を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件に該当する者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

住民票を移す直前(農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと。(ただし、第5 1 (1) ② 1)、2)、③ 1) 及び⑤の要件に該当する者の申請については、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県)又は大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)の在住に限る。また、第5 1 (1) ④の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 県内市町村に転入したこと。

b 新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細を移住希望者に対して公表した令和元年10月10日以降に、転入したこと。

c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内(ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。)であること。

d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住す

る意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
- d その他県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職等に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であ

ること。

- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3) 人材確保困難職種への就職の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 別表 1 の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- (イ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4) 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 農林漁業に係る別表 2 に掲げる人材確保支援策を活用した者又は市町村が別に認める者であること。ただし、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して就業する意思を有していること。
- (イ) 県へ就農相談を行い、移住先の市町村で新規就農した者であること。ただし、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して就業する意思を有していること。

③ テレワークに関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (エ) 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において、住宅を新築もしくは購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

2) 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 過去 2 年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。

(イ) 上記(ア)に示す取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。

(ウ) 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(エ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

移住先市町村が本事業における関係人口と認める者。(ただし、官公庁及び地域おこし協力隊への就業を伴う移住は除く。)

⑤ 起業等に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書(参考様式1)及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(参考様式3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) (就職等の場合((1)②の要件)のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。また、

県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助をうけている法人を除く。）でないこと。
- (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (ウ) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、又は資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人。）でないこと。ただし、上記（イ）で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。
- (エ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (ク) 県の成長産業分野等（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機EL関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業、半導体、DX、宇宙ビジネス、ブロックチェーン等）に属する法人、運輸業に属する法人又は福岡労働局及び連携自治体等から地域経済の発展に貢献する法人として推薦があったもののうち県が認めた法人であること。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

県は、以下のとおり、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、登録申請の手続きを行うに当たり、

(1) ①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 登録

県は、①の申請が(1) ①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行う。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 県が委託した人材紹介会社等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー・研修会等の開催

② 県が委託した人材紹介会社等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内市町村に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、3（1）②（ア）の要件を満たす企業に就職することが内定している場合も含む。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、県に移住する意思を有している。
- c 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に3（1）②（ア）の要件を満たす企業等に就職し、福岡県内に移住する意思を有していること。
- d 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 県又は申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が県内に所在する企業等に3（1）①（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・終了してから1年以内に就職していること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、市町村が機関を指定して対象とするものを除く。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については、福岡県及び市町村の判断で対象とすることを可能とする。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 勤務地が県内に限定される社員としての採用であること。

③ 申請・支給額・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、申請書、内定先企業による証明書、卒業・修了証明書（ただし、在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書でも可能とする。）、交通費・移転費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給額

就職活動等に係る交通費について、2 万 2 千円を上限として、1 回に限り、実費にて支給する。但し、内定企業等から当該交通費の支給を受けている場合には実費と内定企業等からの支給額との差額を支給するものとする。

また、移住に係る移転費について、1 1 万 3 千 5 百円を上限として、1 回に限り、実費にて支給するものとする。

(ウ) 支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が移住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) (在学中に申請する場合) 申請から 1 年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) (在学中に申請する場合) 申請から 1 年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

(エ) 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 申請先市町村への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 3 年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

(起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を行った者に対して、当該起業、事業承継又は第二創業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

事業承継又は第二創業をする場合、国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野等での、地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

- ② 県内に居住していること、若しくは起業支援事業の事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。

- ③ 新たに起業する場合、法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。

事業承継又は第二創業をする場合、事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を県内で行う者であること。

- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

- ⑥ 起業支援事業の実施年度、若しくは、それ以前の年度における福岡よかこビジネスプランコンテスト」2次審査参加者、又は令和3年度以降の「県内市町村が実施するビジネスプランコンテスト」参加者（「福岡よかこビジネスプランコンテスト」2次審査参加者と同様に各ビジネスプランコンテストにおいてビジネスプランのブラッシュアップを受けた者）、「フクオカベンチャーマーケット登壇者」であること。

(2) 対象となる事業に関する要件

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- (エ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- (オ) 社会的事業分野については、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等であること。

② 県内で実施する事業であること。

③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

事業承継又は第二創業をする場合、国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

④ 公序良俗に反する事業でないこと

⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと

（3）対象経費

新たに起業、事業承継又は第二創業する者が起業、事業承継又は第二創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

（1）申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

（2）交付方法

県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て県が（1）の申請が1（1）及び（2）の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1 及び 2 の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

- (1) 移住支援金のうち、東京23区在住者又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していた者にかかるものの地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。ただし、第5の1（1）③及び4）によるものは除く。
- (2) (1)を除く対象者については、県が4分の3、市町村が4分の1を負担することとし、県は当該4分の3に相当する額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

3 第5の3に定める地方就職学生支援事業

事業費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

5 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

（協力）

第8 県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業・就職学生支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、県と県内市町村が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5-1については令和5年4月1日以後に県内に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和9年度の補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度の補助事業に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度から令和9年度の補助事業に適用する。ただし、令和7年10月1日より前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 2 第5-1については令和5年4月1日以後に県内に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については従前の例による。

別表 1

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師、 准看護師	e ナースセンター（必ず福岡県を登録すること）
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表 2

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業